明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成26年
5月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六二八一号から第六三〇〇号まで
号外　第九七号から第一二〇号まで（特第七号）

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

法律

		日	号外	ページ
三一	内閣府設置法の一部を改正する法律	一	97	三
三二	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律	一	97	三
三三	港湾法の一部を改正する法律	一	97	五
三四	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律	一四	105	五
三五	著作権法の一部を改正する法律	一四	105	一五
三六	特許法等の一部を改正する法律	一四	105	一六
三七	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律	一六	108	二
三八	独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律	二一	111	四
三九	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	二一	111	七
四〇	原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律	二一	111	八
四一	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律	二一	111	一五
四二	地方自治法の一部を改正する法律	二一	111	一七
四三	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律	三〇	119	一六
四四	金融商品取引法等の一部を改正する法律	三〇	119	一六
四五	保険業法等の一部を改正する法律	三〇	119	三三
四六	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律	三〇	119	三六
四七	児童福祉法の一部を改正する法律	三〇	119	四二
四八	健康・医療戦略推進法	三〇	119	四八
四九	独立行政法人日本医療研究開発機構法	三〇	119	五〇
五〇	難病の患者に対する医療等に関する法律	三〇	119	五三

政令

		日	号外	ページ
一七三	平成二十五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令	一	97	六
一七四	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令	一	97	七
一七五	職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令	一	97	一三
一七六	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一	97	一三
一七七	国民年金法施行令の一部を改正する政令	一	97	一三
一七八	国家戦略特別区域を定める政令	一	97	一四
一七九	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令	一四	105	二九
一八〇	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令	一四	105	四六
一八一	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一四	105	四七
一八二	大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令	一四	105	四七
一八三	内閣府設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一六	108	五
一八四	内閣府設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	一六	108	五
一八五	動産・債権譲渡登記令の一部を改正する政令	二三		二
一八六	道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	二八		二
一八七	道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	二八		二
一八八	アルコール健康障害対策基本法の施行期日を定める政令	二八		四
一八九	アルコール健康障害対策関係者会議令	二八		四
一九〇	国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二九	117	三
一九一	幹部職員の任用等に関する政令	二九	117	三
一九二	採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令	二九	117	六
一九三	国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令	二九	117	一〇
一九四	退職手当審査会令	二九	117	一一
一九五	国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	二九	117	一一
一九六	地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令	三〇	119	五九
一九七	港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	三〇	119	五九
一九八	港湾法施行令の一部を改正する政令	三〇	119	六〇
一九九	南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令	三〇	119	六〇